

葦山反射炉

ガイドانسセンターに

お越しください！

オープン記念 講演会

12月11日にオープンしたガイドانس施設のオープンを記念し、展示内容を解説する講演会を開催します。



とき／3月10日（金）

18時～19時30分

（受付17時～）

定員／60人（先着順）

テーマ／「幕末の製砲事業と葦山反射炉」葦山反射炉研究最前線

講師／保谷徹（東京大学史料編纂所 教授）

申込方法／電話で申し込み

その他／17時30分から市芸員による展示解説があります。

鋳物（いもの） 作り体験



鋳造体験を通じて、世界に一つのオリジナルキーホルダーを作ろう。

とき／3月19日（日）、26日（日）

両日ともに10時～12時、13時～15時

定員／両日100人（先着順）

対象／どなたでも参加可能。（小学生未満は保護者同伴）

参加料／200円

※申込不要。直接お越しください。



市役所世界遺産課
☎ 055-948-1425

「人と環境に優しい農業」始めています！

— エコファーマーの取り組み —

環境に優しい農業に取り組む「エコファーマー」を知っていますか。1月現在、市内では48人がエコファーマーに認定されています。



県東部農林事務所長からエコファーマーに認定書授与

有機物などによる土づくりを重視した農業や、化学肥料や農薬を減らした農業は、環境に負荷がかからず、農産物の品質向上や安全・安心な農業生産にもつながるため、人にも優しい農業として注目されています。エコファーマーの認定を受けると、認定された計画に基づいて生産され



た農産物には、エコファーマーマーク（上図）を表示することができます。

市では、市内のエコファーマー認定を増やし、人と環境に優しい農業の取り組みへの支援を進めています。

◆まごころ市場の取り組み

市内の中山間地域にある地場産農産物等直売所「伊豆の国市まごころ市場」（田原野）では、環境に優しい農業を通じて、安全・安心で、高品質な農産物を提供する栽培方式を、県知事から認定された農業者です。



新鮮な野菜がずらり

「エコ」という言葉が、環境に優しいものという意味で広く知られていることから、自然環境に配慮した農業生産を行う農業者の愛称として名づけられました。

供できるよう、出荷者団体が中心となり、現在、30人の生産者が、20品目の農産物でエコファーマーの認定を受けています。今後、エコファーマーの生産者をさらに増やし、「新鮮、安全・安心、高品質」が集まる直売所としていきます。

◆エコファーマーの声



伊豆の国市まごころ市場
出荷運営協議会 会長
芳川照好さん（長者原）

まごころ市場では、土づくりや肥料、農薬などの勉強会を実施し、環境に優しい農業の推進に取り組んでいます。生産者は、農薬や化学肥料を減らした分、手間と愛情を増やして育てています。このような取り組みを、多くの消費者の皆さんに知っていただき、もう一度、地場産農産物の魅力や価値を評価していただければ幸いです。これからも、消費者から信頼され、選んでもらえるような価値の高い農産物を皆さんに届けられるように、「まごころ」を込めて生産していきます。

市役所農業商工課
☎ 05558(76)8003

「勧誘」に該当する場合があります

あなたも狙われるかも！悪質商法にご用心②

消費者契約法という法律では、事業者が「勧誘をするに際して」事実と異なることを告げるなどしたことから消費者が誤認して契約をした場合、その契約を取り消すことができる旨を規定しています。セールスマンが消費者と対面して商品の説明をするような場合が典型例といえます。

一方、例えば、健康食品に関する新聞の折り込みチラシに「腰痛、糖尿病などのさまざまな疾病が回復する効果が」と記載されていたため、その健康食品を購入したとします。しかし実際に効果はなかったという場合について、「広告」は不特定多数に向けられたもので、基本的にはここでいう「勧誘」には当たらず

ないため、取消の対象にならないと解されています。

ところが、最高裁は平成29年1月24日、「事業者などが不特定多数の消費者に向けて働きかけを行う場合、上記各規定にいう「勧誘」に当たらないとしてその適用対象から一律に除外することは、上記の趣旨目的に照らし相当とは言えない。したがって、事業者などによる働きかけが不特定多数の消費者に向けられたものであったとしても、そのことから直ちにその働きかけが「勧誘」に当たらないというだけでは、これまでの解釈を覆

「勧誘」



チラシや広告での勧誘にも細心の注意を

（文と絵） 司法書士 山田茂樹

す判断を示しました。

今回の最高裁判決を前提とすれば、インターネット上の表示やチラシが虚偽であったケースについても、消費者契約法に基づく取消の対象となりうることに変わり、消費者被害の回復という点からは大きな一歩になったといえます。

【消費生活相談】

時間（共通）
9：00～16：00
（12：00～13：00は除く）

伊豆の国市役所伊豆長岡庁舎

相談日：毎週月・金曜日
（祝日は除く）
月曜日が祝日の場合は火曜日
☎ 伊豆の国市市民課 ☎ 055-948-2901

伊豆市役所（伊豆市小立野）

相談日：毎週木曜日（年末年始・祝日は除く）
☎ 伊豆市市民課 ☎ 0558-72-9858